

福岡県文化芸術活動再開支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県文化芸術活動再開支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、舞台公演等の文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、活動再開に係る費用を補助することにより、文化芸術活動の再開を支援することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「事業者」という。）は、福岡県内を主な活動拠点として文化芸術活動を行う、県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者、県内に活動拠点（本部、支部等）を置く団体とする。ただし、以下に該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、広く県民を対象として文化芸術活動を行う事業者が主催する、音楽、演劇、舞踏、芸能などの実演を伴う有料公演（動画配信による公演を含む。）とする。ただし、以下に該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていない事業
- (2) 美術、写真、茶道・華道、及び映画・アニメーションの上映会等、舞台実演を伴わない文化事業
- (3) ワークショップ等、講座に類する事業
- (4) 式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類する事業
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業
- (6) 自治会、大学、学校等のクラブ・サークル活動、学校教育に関する事業
- (7) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、その他特定の会員のみ限定される事業
- (8) 寄付行為等を行ういわゆるチャリティーを目的とする事業
- (9) 公演中に飲食及び接待が行われる事業
- (10) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業

(11) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十四条第九項または第四十五条第二項に基づく知事の要請に従わない事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費のうち、公演日及び公演日前にリハーサルで利用した施設使用料（設備使用料や冷暖房費などは除く。）とする。

2 前項にかかわらず、国、地方公共団体から同事業に係る施設の使用料（設備使用料や冷暖房費などは除く。）について補助を受けた場合は補助対象経費と認めない。

（補助要件となる施設）

第6条 補助対象事業を実施する施設は、以下の全てを満たす施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設については、対象としない。

（1）福岡県内のホール、劇場で、興行法による許可を受けた施設（映画館、スポーツ施設、その他見せ物を除く。）であること。

（2）収容人数が概ね100人以上の施設であること。

（3）新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている施設であること。

（補助金額）

第7条 補助金の交付金額は、補助対象経費の2分の1を限度とし、日額50万円を限度とする。

2 補助金額は、前項の規定による算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助対象期間は、交付決定の時期に関わらず、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。

（補助の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を令和3年2月28日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、その内容について審査の上、補助金額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に対し通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条 知事は、補助金の交付を受けた団体等が交付規則に違反した場合、不正の手段に

より補助金の交付決定を受けた場合又は第3条各号に定める団体等であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の変更等)

第12条 補助金の交付決定通知を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセントを超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の記載事項の変更については、この限りではない。

(状況報告)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が終了したときには、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、実績報告の提出を受けた場合において、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、偽りその他不正な行為により補助金の支払いを受けた者がいるときは、その者から当該補助した額の全額又は一部を返還させることができる。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、交付規則第10条に定める書類、帳簿等を保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。